

あっせんについてお考えの住民の皆さんへ

-あっせんQ&A-

Q1 あっせんって何ですか？

A1 当事者（近隣住民と開発事業者）間の紛争（条例第2条(10)紛争を参照ください）が、要望書や意見書で解決しない時、市が場を提供し、当事者が解決に向けて話し合うことです。市は中立な立場となり、外部の有識者（あっせん専門職員）と共に、当事者がお互いに譲り合いながら紛争事項について和解することを目指すものです。

（※条例とは、『宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例』のことです）

Q2 まず、何をしたらいいですか？

A2 まず、このQ&Aに目を通してください。次に、宝塚市開発指導課（TEL：0797-77-2081）に、要望したい項目について申出期間（Q4参照）までに、できるだけ早くご相談ください。担当者があっせんについて説明します。

Q3 どんな要望でもできますか？

A3 事業の中止や金銭等の要求はできません。また、要望書や意見書を全く出されていない場合は取り扱えません。その他、あっせんの趣旨にそぐわないことは取り扱えないため、必ず開発指導課の担当者にご相談ください。

Q4 あっせんの申し込みはいつまでですか？

A4 見解書を受け取った日から2週間以内に『紛争調整申出書』を市に提出してください。可能であれば、内容の確認のため、開発指導課窓口へ提出をお願いします。

Q5 あっせんにより、当事者側の主張が正しいと証明できますか？

A5 あっせんは、当事者双方の主張が正しいか間違えているかを決める場ではありません。あくまで、当事者がお互いに譲り合いながら、和解することを目指す場です。

Q6 あっせんの中で会話を録音していいですか？

A6 あっせんは非公開のため、録音は禁止します。市は、記録のため録音します。お手元でメモをとって頂くことは構いません。

Q7 あっせんは何回できますか？どれくらいの期間がかかりますか？

A7 1回1時間半で、最大3回できます。1回やって、途中で答えが持ち帰りになれば2回目、3回目と続いていきます。ただし、折り合いが付かないとあっせん専門職員が判断した場合、3回行わずに打ち切りとなることもあります。期間は、紛争調整申出書の提出から、おおよそ2ヶ月ほどかかります。

Q8 あっせんの日時は当事者で決められますか？

A8 あっせんの日時は市が決定し、当事者は決まった日時に必ず来ていただく必要があります。

Q9 あっせんの要望はいくつでも出せますか？

A9 あっせんは1回1時間半で3回行うため、数多くの要望について話し合う時間はありません。そのため、可能な限り要望の数を絞っていただく必要があります。多くの要望がある場合は、自分が一番求めている要望は何か、優先順位をはっきりさせる必要があります。

Q10 あっせんで合意すればどのようにになりますか？

A10 合意すれば、当事者間の契約（約束）ですので、開発事業者は合意内容を実施していきます。また、住民の皆さんは、紛争調整申出書や要望書・意見書に書かれた内容を、以後開発事業者に要望することは控えていただくこととなります。合意により、全て決着したとお考えください。市は合意した内容を残すため、合意書の作成を勧めています。

Q11 あっせんで合意できなければどのようにになりますか？

A11 合意できなければ、あっせんは打ち切りとなります。打ち切りになると、当事者間であっせん中に歩み寄った協議内容も無効となります。

Q12 あっせん要望は二つとし、二つともに満足のいく答えが欲しい。

A12 開発事業者は、一つは対応できるがもう一つは無理だと言うこともあります。その場合、合意するかしないかの判断を、住民の皆さんがする必要があります。合意すれば、対応できると言った一つ（譲歩した内容）については実施されます。合意せず打ち切りとなった場合は、開発事業者が譲歩した内容も実施されません。

Q13 あっせんの場で、開発事業者とうまく話せるか分かりません。

A13 あっせんの場では、住民と開発事業者が直接話すわけではありません。会議室内で、あっせん専門職員とあっせん担当職員に対し、住民と開発事業者が入れ替わり立ち代わり、交互に要望や回答を伝えていくこととなります。そのため、話は全てあっせん専門職員とあっせん担当職員を介して行われます（別紙1『あっせん会場の進行と配置について』を参照ください）。なお、1回目のあっせんでは、はじめに10分程度であっせん要望の要点をご説明頂きますので、お話しする準備をお願い致します。

Q14 複数人であっせん申出する場合、あっせん会場には何人で行っても構いませんか？

A14 あっせんへの参加は5人までとします。あっせんに出席する代表者を選ぶ場合は、『代表当事者選任届』をあっせん当日までに提出してください。なお、出席者はあっせん申出者と、その利害関係者の中から選んでください。参加者は、あっせんについて説明しますので、開発指導課窓口への来庁をお願いします。

Q15 市に対する要望は、あっせんで言えますか？

A15 あっせんは、住民と開発事業者との紛争解決のため行います。市への要望は、あっせんの中では取扱いません。市への要望事項は、担当窓口個別に伝えてください。

Q16 調停ってなんですか？

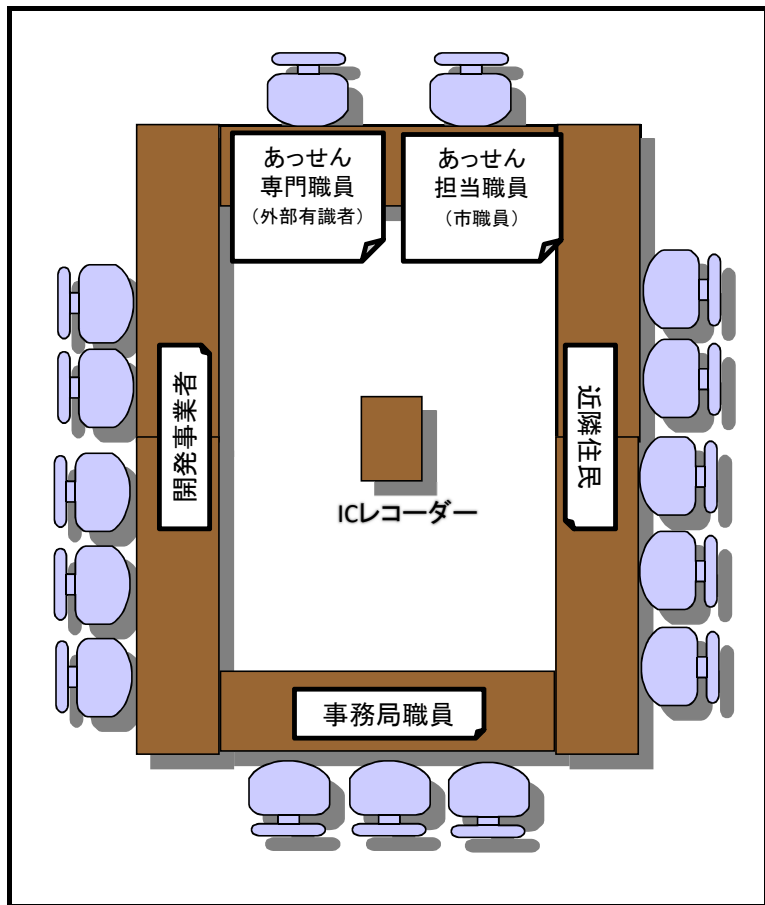
A16 あっせんを3回行った時、解決しなくとも、解決の糸口が見えることがあります。そういった時、市がさらに5回、話し合う場を設けることです。

このQ&Aは『宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例』の、第7章『特定開発事業における紛争の解決』における、あっせんの流れについて、簡易的に説明したものです。詳細な内容・疑問点については担当者にご確認ください。

令和6年1月1日
開発指導課

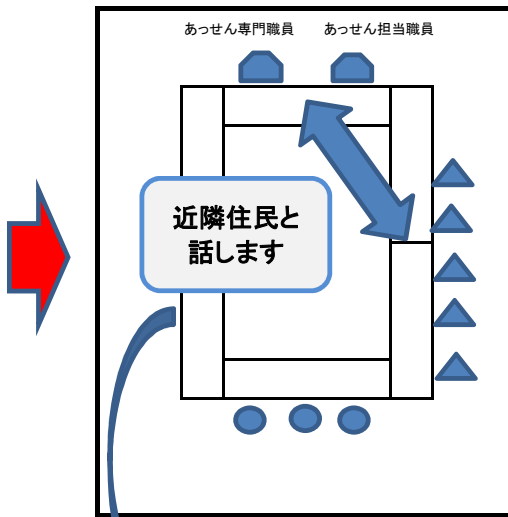
あっせん会場の進行と配置について

※あっせんの始めと終わりは、開発事業者と近隣住民が同席します。



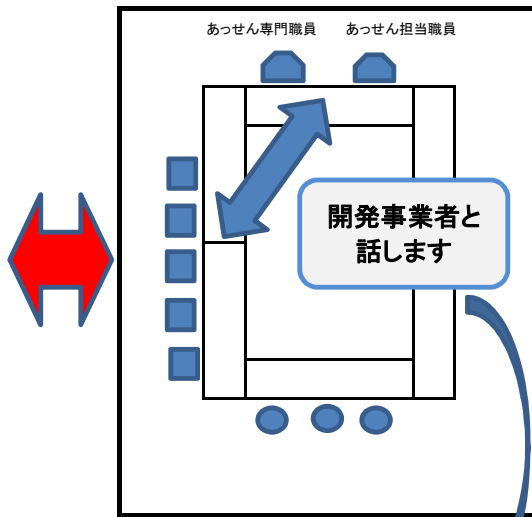
▲
出入口側

※近隣住民と調整を行う時、開発事業者は退室します。



※入退室を繰り返して交互に調整を行います。
開発事業者はあっせん会場の外で待機します。

※開発事業者と調整を行う時、申出人は退室します。



近隣住民はあっせん会場の外で待機します。